

県外で定期予防接種を受ける方へ



平成27年5月1日から宮崎県外（国内に限ります）の医療機関で予防接種をする場合に、町の助成金額の範囲内で償還払い（払い戻し）ができるようになりました。

* 償還払いとは、一時的に医療機関窓口にて料金を支払い、後に町への申請手続きにより助成金を支払う方法です。

対象者

接種日に国富町に住所を有し、里帰り出産その他やむを得ない理由により県外に滞在し、宮崎県内の契約医療機関で接種ができない方等

対象となる予防接種(定期予防接種)

ヒブワクチン・小児の肺炎球菌ワクチン・四種混合・三種混合・二種混合・単独不活化ポリオ・BCG・麻しん風しん・日本脳炎・水痘・ヒトパピローマウイルス・B型肝炎

手続き方法 予防接種の前に申請が必要です。

(1) 「申請書」を記入し、保健センターへ提出してください。（申請書は保健センターにあります）

申請書を受理してから発行まで約1週間かかりますので、申請はお早めをお願いします。

(2) 申請書を確認した後日、「予防接種実施依頼書」を発行します。(接種実施期間：決定から6か月)

(3) 「予防接種実施依頼書」を持参し、医療機関にて接種を受け、接種費用を全額お支払いください。

(4) 接種後、下記の必要書類を保健センターへご持参ください。（郵送可）

国富町予防接種費償還払申請書(押印必要) 請求書(押印必要)

医療機関の領収証（原本）（被接種者氏名、接種日、予防接種種類、料金、医療機関名の記載があること）

予防接種の記録が記載されているものの写し（母子健康手帳、予防接種済証など）

予診票の原本またはその写し 申請者本人名義の振込金融機関の通帳の写し（ゆうちょ以外）

(5) 提出後、助成額が決定しましたら、決定通知書等を郵送します。後日、助成額が口座振込となります。

* 助成額は、町の基準額を上限としますので、自己負担が生じる場合があります。

* 接種に要した検査費用や診察のみで接種を行わなかった場合の費用は対象外です。

申請期日

接種日の翌年度4月15日まで(郵送可)

例) 平成29年8月1日に接種をした場合、平成30年4月15日までに申請をする。

申請先

国富町保健センター

平日 8時15分～17時

【申請・問い合わせ先】 〒880-1101

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4991番地

国富町保健センター

電話：0985-75-3553